

(別添)

「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ1 主な進捗状況

1.復旧事業等による確実な雇用創出

(1) 復旧事業の推進

- ・ 応急仮設住宅は、207 地区 1 万 7,660 戸が着工済み、65 地区 4,497 戸が着工予定（4 月 26 日現在）。
- ・ 宮城県内の3地区（4 月 19 日現在）で、排水機場の応急復旧と併せて農業用排水路のがれき除去工事に着手。
- ・ 航路や泊地等のがれきの除去、岸壁・臨港道路の補修等応急工事に着手。航路・泊地のがれき等の撤去は、29 漁港で着工（4 月 12 日現在）。
- ・ 被災地での損壊家屋等の処理については、市町村による仮置き場の確保が進められており、ほとんどの市町村では災害廃棄物の仮置き場への搬入が行われている。
- ・ 陸海空にわたる緊急輸送路の確保等に全力をあげてきたところ。引き続き、道路、港湾、空港、鉄道、河川等の施設の復旧事業を継続。

(2) 重点分野雇用創造事業と緊急雇用創出事業の拡充

- ・ 岩手県において、県と市町村の事業で 5,000 人を雇用する計画（県で 450 人、市町村で 3,500 人、民間企業・団体で 1,050 人）。うち、県の臨時職員として雇用する 120 人分については、4 月 7 日より順次ハローワークで募集開始。34 人の雇用開始。
- ・ 宮城県において、県と市町村の事業で 4,000 人を雇用する計画。5 月から順次募集開始する予定。
- ・ 福島県において、県と市町村の事業で 3,000 人を雇用する計画。うち、沿岸部の 13 市町村で臨時職員等として雇用予定の求人については、4 月 14 日より順次ハローワーク等で募集開始。
- ・ その他の道府県においても、基金を活用し、約 2,000 人の雇用を計画。
- ・ 4 月 26 日現在、把握している範囲で合計 14,000 人の雇用が創出される見込み。

(3) 地元優先雇用への取組

①地域の建設企業の受注の確保

- ・ 応急仮設住宅建設において地元事業者の活用について各県の取組みを支援するため、事業者の応募条件の整理などに協力（福島県、岩手県、宮城県で県内事業者の公募を実施）。

②復旧事業の求人のハローワークへの提出勧奨等

- ・ 4月5日付けで、関係省庁連名で関係団体に対して被災者の受け入れに積極的な企業の発掘や求人情報のハローワークへの提出について460団体に要請。
- ・ 復旧事業の有効求人件数228件(2,389人分)(4月22日現在)。
- ・ 岩手県の3市村で、がれき撤去などのため、約800人を雇用予定(うち180人を既に雇用)(4月14日現在)

2.被災した方々としごととのマッチング体制の構築

(1)「日本はひとつ」しごと協議会の創設

- ・ 4月12日に福島県、群馬県、長野県、三重県、4月19日に岩手県、福井県、大阪府など4月27日までに28県で協議会を開催し、4月中にはすべての都道府県において協議会を開催又は設置予定。

(2) 被災者や企業への相談対応

(ハローワークでの相談件数等)

- ・ 被災有効求職者数： 2万5,148人(4月22日現在)
- ・ 被災者からの相談件数： 15万5,912件(3月28日～4月24日)
- ・ 被災企業からの相談件数： 3万1,733件(3月28日～4月24日)
- ・ 出張相談：127か所、相談件数のべ1,538件(3月16日～4月24日)
※岩手、宮城、福島県の数字

(障害者への対応)

- ・ 4月4日から地域障害者職業センター(青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉)に「特別相談窓口」を設置。
- ・ 相談件数 352件(障害者234件、事業主118件)(4月4日～22日)
※実件数。雇用継続に係る相談のみ計上。

(3) 職業訓練の機動的な拡充・実施

- ・ 4月5日付で都道府県知事に、訓練定員の拡充や被災した離職者向けの特別訓練コースの設定など、被災地や被災者の受け入れ先等における職業訓練(建設関連分野など)を機動的に拡充・実施するよう通知。
- ・ 被災県において、5月以降、パワーショベルなどの車両系建設機械コースを順次設定する動き。

(4) 被災地域の就労支援等

- ・被災した新卒者等を対象に、5月9日の岩手県盛岡市での開催を皮切りに被災地域で順次合同就職説明会を開催(10回程度)。また、ハローワークにおいても被災した新卒者等への周知(既に実施中)、ジョブサポーターの派遣等の協力を予定。

(5) 関係団体への要請

- ・4月5日付けで、関係省庁連名で被災者の受け入れに積極的な企業の発掘や求人情報のハローワークへの提出について、460団体に要請。
- ・4月8日に、厚生労働大臣が人材ビジネスの事業主団体に対して、迅速な職業紹介やマッチングについて官民一体となって取り組んでいただくよう要請。
- ・4月11日及び15日に、厚生労働大臣が主要経済団体に対して、労働者の雇用維持や被災者の雇入れを図っていただくよう要請。

(6) 広域マッチング

①一般分野

- ・被災者を対象とした求人 8,696件(25,937人分)(4月22日現在)

②農業・漁業分野

- ・農林水産省では、「農山漁村被災者受入れ情報システム」の運用を開始し、被災地域以外の都道府県、農林水産業・食品産業関係団体、NPO法人、民間団体等の協力の下、住まいに関する情報(1,895戸(棟))、農林水産業関係の雇用等の情報、活用できる農地や耕作放棄地の情報等の受入れ情報を被災地域へ提供(4月19日)。
- ・全国農業会議所・全国新規就農相談センターが(社)日本農業法人協会と協力して被災者用農業求人情報(4月19日現在求人928件)を収集し、今後ハローワークでも職業紹介を実施予定。
- ・水産庁から提供を受けた被災者用漁業関係求人情報(4月11日現在求人299件)を、岩手、宮城、福島、群馬、埼玉、新潟の各労働局を通して避難所等に掲示するとともに、ハローワークにも掲示し職業相談・職業紹介を実施。
- ・宮城の漁業者(カツオ漁)が、被災後に宮崎へ移住し、現在カツオ漁に従事。
- ・壊滅的被害を受けている造船業の労働者の広域マッチングについて厚生労働省と国土交通省が連携して、受入の開拓を開始。また、厚生労働省と国土交通省が連携して船員の広域マッチングに取り組んでいる。

③住居関連

- ・雇用促進住宅提供可能戸数 全国3万8,137戸、うち東北3県合計2,769戸。その他、既に2,332戸について入居決定済み。(4月21日現在)

- ・公営住宅等で提供可能な空き室 全国約 2 万 2,000 戸。その他、既に約 4,100 戸について入居決定済み。(4 月 25 日現在)
- ・UR 賃貸住宅で提供可能な空き室 全国約 5,100 戸。その他、既に約 670 戸について入居決定済み。(4 月 25 日現在)
- ・700 以上の経済産業省所管の業界団体等に社宅等の自主的な提供を要請し、142 社から 230 施設、約 7,500 名分の申し出あり。(4 月 25 日現在)
- ・「農山漁村被災者受入れ情報システム」により、住まいに関する情報(1,895 戸(棟))を被災地へ提供(4 月 19 日)(再掲)
- ・不動産業関係団体や民間企業の協力を得て、被災者向けに民間賃貸住宅の情報誌を発行(物件総数延べ 39,922 件)。地元公共団体の意向を踏まえて、紙媒体による情報提供を実施している。(4 月 18 日)

3. 被災した方々の雇用の維持・確保

(1) 雇用保険

- ・雇用保険受給資格決定件数：4 万 215 件(3 月 11 日～4 月 25 日)
- ・相談件数：約 4 万 2,600 件(3 月 14 日～4 月 21 日)
※岩手、宮城、福島県の数字

(2) 雇用調整助成金の拡充

- ・4 月 6 日に拡充した措置を発動。
- ・相談件数：15,255 件(3 月 28 日～4 月 24 日)
※岩手、宮城、福島県の数字

(3) 事業主向けのワンストップ支援

- ・雇用調整助成金と中小企業向け融資制度等をハローワークと関係機関が連携してワンストップで相談、情報提供することとし、4 月 27 日に福島労働局及び日本政策金融公庫で合同説明会を実施予定。
- ・厚生労働大臣から人材ビジネスの事業者団体に対して行った要請を踏まえ、人材ビジネス事業者等から被災者向けの合同企業説明会への参加希望や避難所での出張相談の実施について相談があった場合には、可能な限り参加・実施できるように開催の情報提供等の配慮をするよう都道府県労働局あてに通知。

(4) 金融支援

- ・公的金融機関で災害復旧融資等を実施するとともに、公的金融機関や中小企業団体で特別相談を実施。(4 月 24 日現在で相談件数 52,103 件)

- ・4月8日に、福島第1原子力発電所において発生した事故により影響を受ける漁業者等への資金の円滑な融通について、関係金融機関に対して依頼。

(5) 新卒対策

- ・4月6日に、3年以内の既卒者を採用・トライアル雇用する企業への奨励金の拡充。
- ・4月7日に、文部科学省より各都道府県教育委員会等宛に、厚生労働省が実施する就職支援策を周知するとともに、就職を希望する者への一層の指導・支援を行うよう通知。
- ・4月11日及び15日に、厚生労働大臣が主要経済団体に対して、被災した未就職卒業者の積極的な採用、雇用調整助成金を活用した新入社員の雇用維持等を要請。(再掲)
- ・4月13日に、ドリームマッチプロジェクトのホームページをリニューアルして未内定者等を継続して募集する求人2,722件(4月20日現在)を掲載し、被災地域の新卒者等に配慮する139件(4月20日現在)が検索可能となった。また、インターネット環境等を用意できない被災地域の新卒者等がインターネット端末、電話、プリンタを使用してドリームマッチプロジェクトを利用することができる新卒ハローワーク、ジョブカフェの一覧(28ヶ所)を公表。
- ・4月18日、新卒者就職応援プロジェクトの受入企業のうち、被災地域の新卒者等の雇用に積極的な企業187社(4月27日現在)を公表するとともに、ハローワークへ求人票の提出を依頼。
- ・4月20日、宮城県において尚^{しょうけい} 桐学院大学がハローワークや民間人材ビジネス事業者との連携により「震災復興合同企業説明会」を開催。ハローワークからもジョブサポーター等を派遣し、就職相談を実施。
- ・北海道において、重点分野雇用創造事業を活用し、未就職卒業者や内定取消しになった方を対象として、70名を道の臨時職員として雇用する動き。4月13日より募集開始。

(6) 解雇・雇止め・派遣切りへの対応

- ・4月6日、被災地域等の都道府県労働局に、雇用均等特別相談窓口を開設。
- ・4月8日、都道府県労働局長に対し、東日本大震災に伴う労働者の解雇・雇止め等の未然防止と雇用の維持についての指導等を徹底。
- ・4月11日及び15日に、厚生労働大臣が主要経済団体に対して、労働者の雇用維持や被災者の雇入れを図っていただくよう要請。(再掲)
- ・4月26日、職業安定局長から、派遣労働者を受け入れている派遣先関係団体に対して、派遣先事業所の操業の一部停止等に伴う労働者派遣契約による補償と派遣労働者へ配慮することを要請。

4. 広報・周知

- ・ 4月5日、都道府県や労使、建設団体や農林漁業団体等の関係団体に、「日本はひとつ」しごとプロジェクトを周知。
- ・ 4月8日に、中小企業に対する金融支援策と雇用調整助成金の情報などを掲載した「中小企業向け支援策ガイドブック」を31万部作成し、被災地域の商工会議所、県商工会連合会などに配布し、広く中小企業者に周知。
- ・ 4月11日の「厚労省人事労務マガジン」を活用し、「日本はひとつ」しごとプロジェクトについて、全国の企業の人事労務担当者や社会保険労務士など宛に約3万通のメールにて情報提供。
- ・ 4月15日に政府公報の壁新聞第4号により、中小企業に対する金融支援策と雇用調整助成金の情報を掲載し、避難所（岩手500か所、宮城1,000か所、福島500か所）の他、コンビニや郵便局等、合計約5,900か所に配布。
- ・ 4月15日に個人向け、事業主向けの雇用・労働関係の支援制度のリーフレット（第2版）を作成し、都道府県労働局を通じて、被災地域を中心に広報。
- ・ 4月15日に、被災した母子家庭に対して、母子生活支援施設への入所、遺族年金、児童扶養手当、母子寡婦福祉貸付金、高等技能訓練促進費等事業など主な支援施策を一覧できるように整理したチラシを作成し、自治体などを通じて配布。
- ・ 4月19日に政府公報の壁新聞第5号により、「日本はひとつ」しごとプロジェクトにおける取り組みや、ハローワーク等における取り組み、被災地における雇用創出事業などを掲載し、避難所（岩手500か所、宮城1,000か所、福島500か所）の他、コンビニや郵便局等、合計約5,900か所に配付。

「日本はひとつ」しごとプロジェクト フェーズ2（第2段階）

～日本中が一つとなって、あなたのしごとと暮らしを支えます～

（被災者等就労支援・雇用創出推進会議第2段階とりまとめ）

1. 基本的対処方針

「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ1は、

- ① 復旧事業などによる被災した方々への就労機会の創出、被災地企業、資材の活用
- ② 被災した方々や地元の意向を十分踏まえつつ、希望する被災した方が被災地以外の地域に就労可能にしていくこと

など政府をあげて進め、被災した方々のしごとと暮らしを、いわば日本中が一つとなって支えていくという基本的対処方針の下、当面の緊急総合対策としてとりまとめた。

現在、その強力な推進を図っているところであり、既に2のと通りの進捗をみているところである。

しかしながら、今回の震災の被害は非常に甚大であるため、被災した方々の就労機会の確保等のために補正予算・法律措置によって対応する必要がある。

今回、補正予算・法律措置によって拡充する「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ2を取りまとめた。これによりトータル170万人を上回る雇用創出・下支え効果が期待されることである。今後、さらに確実な就労支援・雇用創出を推進する。

2. フェーズ1の進捗状況

フェーズ1は、当面の緊急総合対策をとりまとめたものであり、とりまとめの後ただちに対策を実施し、既に、「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ1主な進捗状況（別添参照）のとおり進捗している。

これらの取組により、現在までのところ、把握している範囲で約4.4万人の雇用予定や求人が確保されている。

今回とりまとめるフェーズ2とともに、フェーズ1の対策についても、引き続き着実に実施する。

3. 補正予算・法律改正等による総合対策

(1) 復旧事業等による確実な雇用創出（2兆5,440億円程度、雇用創出20万人程度）

(ア) 復旧事業の推進 2兆4,940億円

＜災害復旧等事業の推進＞（補正予算・法律改正） 9,308億円

公共土木施設等（河川、海岸、道路、港湾、下水道等）、空港、公営住宅、水道、工業用水道、廃棄物処理施設等の災害復旧を推進する。

【厚生労働省、国土交通省、環境省 等】

＜一般公共事業の推進＞（補正予算） 1,436億円

災害公営住宅等の整備や、被災地の公共土木施設等に係る補修工事等を推進する。

【国土交通省】

＜農地・農業用施設、農業生産関連施設等の復旧支援＞（補正予算・法律改正） 1,133億円

- ・排水機場等の応急対策、除塩事業及び農地、共同利用施設等の復旧を推進する。
- ・農業生産関連施設、卸売市場等の復旧を推進する。

【農林水産省】

＜海岸林・林地等の復旧、木材供給等緊急対策の推進＞（補正予算） 244億円

- ・被災した山地、海岸林、治山施設、林道施設等の復旧整備を推進する。
- ・仮設住宅等の復旧資材確保のための木材加工流通施設等の復旧等を推進する。

【農林水産省】

＜漁港・漁船・養殖施設等の復旧支援＞（補正予算・法律改正） 846億円

- ・漁港、漁場、海岸等の災害復旧及び災害復旧と連携した漁港機能の回復等を推進する。
- ・漁船・定置漁具の導入支援、養殖施設の復旧やさけ・ます孵化放流施設の緊急復旧を推進する。

【農林水産省】

＜医療、介護、児童、障害等施設、職業能力開発施設等の災害復旧の推進＞
（補正予算・法律改正） 945 億円

被災した医療、介護、児童、障害、保健衛生施設、年金事務所、公共職業能力開発施設、認定職業訓練校等の復旧を推進する。

【厚生労働省】

＜学校施設等の災害復旧の推進＞（補正予算） 2,450 億円

国公私の幼稚園から大学までの学校施設や公民館等の社会教育施設等の復旧を推進する。

【文部科学省】

＜市町村の行政機能の応急の復旧＞（補正予算） 37 億円

本庁舎に壊滅的な被害を受けた市町村等の行政機能を応急的に復旧する。

【総務省】

＜消防施設等の復旧の推進＞（補正予算） 281 億円

消防施設等の復旧を推進する。

【総務省】

＜仮設住宅の建設＞（補正予算、平成23年度当初予算予備費）

4,129 億円

仮設住宅の建設等（約 10 万戸）を推進する。

【厚生労働省】

＜災害廃棄物（がれき等）の処理の推進＞（補正予算） 3,519 億円

市町村が行う災害廃棄物の処理を推進する。

【環境省】

（イ）重点分野雇用創造事業の積み増し（補正予算） 500 億円

重点分野雇用創造事業の基金を積み増して拡充し、より多くの被災した方々に、避難所・仮設住宅での高齢者や子どもの見守り、農産物や観光地の PR などでの雇用の場を提供する。

【厚生労働省】

（ア）及び（イ）の取組により、トータル 20 万人程度の雇用創出が見込まれており、「地元優先雇用の取組」を進めることにより、被災した方々の就労の場を確保していく。

(2) 被災した方々の新たな就職に向けた支援（158 億円程度、

雇用の下支え6万人程度)

(ア) 被災した方を雇い入れる企業への助成の拡充（補正予算） 63 億円

被災離職者及び被災地域に居住する求職者について、雇入れ助成金（特定求職者雇用開発助成金（大企業 50 万円、中小企業 90 万円）の助成対象に新たに追加し、雇い入れる企業にインセンティブを付与して、被災した方々の雇用の促進を図る。

【厚生労働省】

(イ) 職業訓練の拡充等（補正予算） 44 億円

- 被災地域の離職者等に対する建設関連分野の職業訓練をはじめとした公共職業訓練を拡充する。
- 被災地域の訓練生等に対する学卒者訓練や在職者訓練の受講料等を免除する。
- 被災した公共職業能力開発施設、認定職業訓練校の復旧を推進する。（再掲）

【厚生労働省】

(ウ) 復旧工事災害防止対策の徹底（補正予算） 17 億円

安全衛生に関する諸問題に対応する拠点の開設（岩手、宮城、福島に設置予定）を通じた安全衛生教育の実施、安全衛生計画の作成支援を行うとともに、がれき撤去作業現場での安全衛生対策を確認・指導する安全パトロールを実施するなど、労働災害防止対策を徹底する。

また、労働者等の粉じん障害防止対策のため、防じんマスクの配布等を行う。

【厚生労働省】

(エ) 避難所への出張相談と被災者のニーズに対応した求人開拓（補正予算）

14 億円

ハローワークの避難所におけるきめ細かな出張職業相談を強化する。障害者の就労ニーズを把握した場合には、地域障害者職業センターが訪問相談を実施する。また、出張相談や就職説明会の実施に当たっては、民間の職業紹介会社等からの参加希望も踏まえ、官民が連携して取り組む。

さらに、求人開拓推進員を増員し、被災した方を積極的に受け入れる社宅付き求人等の開拓を行うとともに、就職面接会を開催し、被災した方の新たな就職を支援する。その際には、障害者や母子家庭の母などに配慮する。

これらに併せて、被災地内外の住居や生活に関するきめ細かい情報提供・相

談等の支援を行う。

【厚生労働省】

（オ） 広域に就職活動を行う方への支援（補正予算） 5億円

ハローワークを活用し、広域で就職活動や就職に伴う転居を行う場合に、広域求職活動費（交通費実費、宿泊料）や移転費（交通費実費、移転料等）を支給するための予算を拡充し、被災した離職者などの地元以外での就職を支援する。

【厚生労働省】

（カ） 被災地における新規学卒者等への就職支援（補正予算） 15億円

ハローワーク等が中心となり、被災学生に交通費や宿泊費が生じない形での被災学生等支援就職面接会の開催や、ジョブサポーターの増員によるマッチングの支援、被災学生等のための専用求人（住居の提供が可能な求人、面接旅費等を支給する求人、労働条件が良好な求人）の開拓、居住地以外での就職を希望する場合の各労働局間の連携による希望求人の提供、学校等における臨床心理士による心理支援、新卒応援ハローワーク等の体制強化等の取組により、被災学生の就職を強力的に支援する。

また、補正予算による措置に関わらず以下の支援を実施。

- ① 厚生労働省及び文部科学省の連携により、関係機関の協力を得て、就職先が未定の被災学生等に、就職活動用の宿泊施設を無償提供する。
- ② 被災又は災害に起因する内定取消し等により修業年限を超えて大学等に在学する学生等に対し、日本学生支援機構の第2種奨学金（有利子）の貸与期間を延長（1年以内）。

【厚生労働省、文部科学省】

（3） 被災した方々の雇用の維持・生活の安定（1兆7,369億円

程度、雇用の下支え146万人程度・生活の安定43万人程度）

① 「雇用維持」の取組等

（ア） 雇用調整助成金の更なる拡充（補正予算） 7,269億円

フェーズ1で講じた特例措置に加え、新たに、被災地域の事業主やこれらの事業主と一定規模以上の経済的関係を有する事業主について、これまでの支給日数にかかわらず、特例対象期間（1年間）中に開始した休業について

は、最大 300 日間助成金の対象とすることや、被保険者期間6か月未満の人を本助成金の対象とする暫定措置を延長する更なる特例措置を実施し、企業の雇用維持への取組を強力に支援する。

【厚生労働省】

(イ) 各種保険料等の免除等（補正予算・法律改正） 1,139 億円

医療保険、介護保険、労働保険、厚生年金保険等に関し、被災地の事業所で、震災による被害を受けたことにより、賃金の支払に著しい支障が生じている場合に、保険料等の負担の免除や減免等を行い、被災事業所の業務の再開を支援する。

【厚生労働省】

②中小企業者、農林漁業者、生活衛生関係営業者等の経営再建支援

(ア) 中小企業等の資金繰り対策（補正予算） 5,100 億円

資金繰り対策を万全なものとするため、信用保証や公的融資について、間接被害を受けている者も含め、利用枠の拡大や金利引き下げなど内容を大胆に拡充した震災対応の金融制度を創設する。

【経済産業省】

(イ) 中小企業等が一体となった施設復旧・整備への支援（補正予算）

214 億円

被災地域の中小企業等の事業者が一体となって進める再建計画を都道府県が認定し、その計画に不可欠な施設の復旧・整備等を支援する。

また、被災地域の要請に基づき、中小企業基盤整備機構が仮設工場・仮設貸店舗等を整備するとともに、工場等の復旧・復興に必要な巡回アドバイザーや設備修理の技術サポートなどを行う専門家を派遣する。

【経済産業省】

(ウ) 農林漁業者向けの経営再開・金融支援等（補正予算・法律改正）

436 億円

- ・被災農業者の経営再開を支援するため、地域の取組として経営再開に向けた復旧作業を共同で行う農業者に対して支援金を交付する。また、死亡した家畜の円滑な処理と畜産関連事業従事者の技術研修等の取組を支援する。
- ・低下・喪失した漁場の機能や生産力の再生・回復のため、漁業者等が行う漁場でのがれき等の回収処理等の取組を支援する。
- ・被災した農林漁業者に対して、公庫資金等の無担保・無保証人での一定期

間実質無利子化、民間融資の特別保証等を実施する。

【農林水産省】

(工) 生活衛生関係営業者等、社会福祉施設、民間医療機関への融資（補正予算） 121 億円

被災した生活衛生関係営業者等、社会福祉施設、民間医療機関への低利融資を行うことにより、これら事業者の経営再建を支援する。

【厚生労働省】

③被災した方々の「生活の安定」を守るための取組

(ア) 雇用保険の延長給付の更なる拡充等（補正予算・法律改正）

2,941 億円

フェーズ1で講じた雇用保険の特例措置を適切に実施するとともに、震災により休業及び離職を余儀なくされた方の雇用保険の給付日数について、現行の個別延長給付（60日分）に加え、更に延長する特例措置を実施し、生活の安定を図る。

【厚生労働省】

(イ) 未払賃金立替払の請求促進・迅速な支払（補正予算） 149 億円

未払賃金立替払制度について、原資となる補助金を増額するとともに、申請手続きを簡略化して被災地域の労働者の申請負担を軽減し、迅速な支払いを実施する。

【厚生労働省】